京都市告示第561号

京都市水路等管理条例第3条の規定に基づき、農業用水路等を次のように廃止します。 当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において 告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成31年2月6日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

(元正) 3成米川八山寺/		
整理番号	路線名	起 点 終 点
1	下津林水0021号	京都市西京区下津林楠町107番地の4地先 京都市西京区下津林楠町110番地先
2	下津林水0022号	京都市西京区下津林水掛町3番地先 京都市西京区下津林水掛町5番地の1地先
3	下津林水0023号	京都市西京区下津林楠町6番地先 京都市西京区下津林楠町7番地の1地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)